最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 25 年９月 27 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間653円」を「１時間665円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 25 年９月 27 日

鹿児島労働局長　井上　俊美

第４号中「１時間654円」を「１時間665円」に改める。

国家試験

第９回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第９回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成 25 年９月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県

2　試験日　平成25年11月23日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間及び申込受付時間

ア　申込受付期間　平成25年９月30日（月）から10月15日（火）まで。

イ　申込受付時間　午前９時30分から午後５時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成25年10月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成26年３月20日（木）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、受験希望者は申し出ること。

⑶　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、90円（速達の場合は360円）分切手をはったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5㎝×12㎝：長型３号）を必ず同封すること。

第 55 回原子炉主任技術者試験口答試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第55回原子炉主任技術者試験口答試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成 25 年９月 27 日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
10	岩谷　弘樹	12	上坂　昌生
18	大久保宏明	20	岡田　　誠
26	木口　知大	27	木村　智一
29	熊谷　直樹	30	笹森　建順
31	佐藤　　亘	33	志賀　大史
37	下岡　正和	38	下野　哲也
45	辻井　　秀	49	内藤　慶太
50	中川　純二	52	中本　直樹
56	古谷　　賢	58	細川　雄作
60	丸山　雄大	62	水原　浩介
64	南　　智浩	65	望月　和博
66	森　　敏昭	68	守屋　要兵
69	山神　知之	71	山農　大輔

公　告

諸　事　項

工場財団

茨城県神栖市東和田16番地**鹿島北共同発電株式会社**の工場財団に茨城県神栖市東和田16番地鹿島北共同発電株式会社鹿島北共同発電所の工作物を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年９月 27 日

水戸地方法務局鹿嶋支局

広島県呉市広多賀谷三丁目１番１号**中国木材株式会社**の工場財団に広島県呉市広多賀谷三丁目１番１号中国木材株式会社鹿島工場の工作物、機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年９月 27 日

水戸地方法務局鹿嶋支局

大阪府吹田市山手町一丁目８番19号**株式会社星光舎**の工場財団に滋賀県甲賀市水口町さつきが丘11番地株式会社星光舎滋賀工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年９月 27 日

大津地方法務局甲賀支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 25 年９月 27 日　　山形地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　山形地方検察庁　平成25年第２号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年９月27日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成21年１月19日頃から平成23年７月中旬頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

阿部　雅史、勝　　卓也又はその共犯者が種々の貸金業者名及び偽名（検察官が既に把握している貸金業者名等については、後記４⑴参照）で業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の利率（１日当たり0.3％）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４⑶を参照）